

人材開発支援助成金

(□ 教育訓練休暇制度 □ 長期教育訓練休暇制度 □ 教育訓練短時間勤務等制度)

□ 制度導入・適用計画届

提出書類のご案内

□ 制度導入・適用計画変更届

提出書類のご案内

● 計画の提出期間

制度導入・適用計画期間の初日*から起算して6か月前から1か月前までの間

*初日とは原則として制度を規定した就業規則または労働協約の施行日のことです。

*既に長期教育訓練休暇制度を導入している場合、計画届を提出した日の1か月後の日がこの期間の初日となります。

● 提 出 先

千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5階

千葉労働局 職業対策課分室

☎ 043-441-5678

✉ : chiba-jinkai@mhlw.go.jp ※申請書以外の様式及び不足書類はPDF化し提出可

● 提 出 書 類

制度が複雑なため出来る限り千葉労働局職業対策課分室にご提出ください。

提出のある書類にチェックの上、枚数(就業規則などホチキス止めされたものは部数)を記入願います。

提出日： 令和 年 月 日	提出者名：	HW受付担当者：
事業主名：		労働局受付担当者：

計画提出時に必要な書類		枚数記入欄			
		☒	申請者	HW	局
1	制度導入・適用計画届 (訓練休暇様式第1号)	・ 標題の当該制度の□にチェックを入れてください。	☐		
2	事前確認書 (訓練休暇様式第7号)	・ 標題の当該制度の□にチェックを入れてください。	☐		

提出した計画内容に変更が生じる場合		☒	申請者	HW	局
1	制度導入・適用計画変更届 (訓練休暇様式第2号)	☐			
2	変更に関する書類	☐			

その他千葉労働局長が必要と認める書類	☐			
--------------------	--------------------------	--	--	--

備考欄

○計画届の様式は、提出時点での最新版を使用してください。

○計画届に基づき作成・提出する計画変更届、支給申請書等の様式は、当該計画届受付時点で用いられている年度の様式版を使用してください。

○なお、支給要件確認申立書の様式は、常に最新版を使用してください。

○提出方法には次の①～③により行うことができます。

①窓口への直接提出

②郵送による提出

(到着日が提出日となります。消印有効ではありません。郵送事故防止のため、配達記録が残る方法で郵送してください。)

③電子申請システム

(計画届の提出を電子申請でしていない場合は、当該計画届に係る変更届及び支給申請の手続きを電子申請で行うことはできません。)

○訂正する場合は二本線で削除し、正しく記載後押印をお願いします。

○助成金の支給・不支給の決定に係る審査は、支給申請時に一括して審査を行います。

計画届を提出したことをもって、助成金が確実に支給されるものではないことにご留意ください。